

御坊市地域別津波避難マニュアル

藤田地区（天神区） 第一版

氏名	
----	--

私の緊急 避難場所 (個人で記入)	優先順位 1	優先順位 2	優先順位 3

令和元年 1 0 月

目次

本編

第1章 避難方法	P2
第2章 訓練	P6
第3章 課題と対策	P7

資料編

第4章 地震・津波についての知識	P12
○地震の種類	P13
○震度とマグニチュード	P14
○津波の特徴	P15
第5章 災害想定	P16
○地震・津波想定	P16
○震度想定	P17
○津波浸水想定	P18
第6章 地震への心得と備え	P20
○安全への備え	P21
○住まいの備え	P24
○非常持出品	P25
○家庭でできる訓練（シェイクアウト訓練）	P26
○地域の避難訓練への参加	P26
避難地図	巻末
マニュアルの構成と使い方	巻末
用語の意味	巻末
防災チェックシート	巻末

本編

第1章 避難方法

避難方法は車を使わないことを原則として、徒歩、自転車、バイクを利用して避難します。徒歩の避難では津波到達時間までに避難を完了できない場合や避難行動要支援者、怪我人などと一緒に避難する際にのみ車を用いて避難を行います。

○天神区の避難方針

避難方針	①津波が想定される時は、浸水危険区域から出て、身の安全を図る行動をとります。 ②避難する際は、近所の人に呼びかけながら避難します。
避難場所	第一候補の避難場所 地域で最も高い『八幡山公園』へ避難します。 『八幡山公園』への避難が困難な場合 第二候補の避難場所 最寄りの高所である 『湯川小学校』、『湯川中学校』 に避難します。
避難所	避難が長引いた場合 天神区民は『湯川小学校』に集合します。

私の緊急避難場所

上記、区の避難方針を参考にして、自分で考えた緊急避難場所について以下に記入します。また、緊急避難場所には優先順位をつけ、時間に余裕のある場合は、より高く、より安全な場所を目指します。

私の緊急 避難場所 (個人で記入)	優先順位 1	優先順位 2	優先順位 3

19ページに記載されている「各地点での想定津波到達時間」を参考に、自分が地震発生後、遅くとも何分以内に浸水想定区域外または緊急避難場所へ到達しなければならないかを知っておき、以下に記入します。

避難時間 (個人で記入)	遅くとも地震発生後 分以内に緊急避難場所に到達します。
-----------------	--

○天神区付近の指定避難所・避難場所

地区	避難先名称	備蓄 状況	指定避難所		指定緊急避難場所			海拔 (m)
				分類	風水害	津波	地震	
藤田区	藤田小学校	○	○	拠点	☆☆☆	☆☆☆	○	8.8
	藤田会館	○	○	地域	☆☆☆	☆☆☆	○	6.5
	藤田コミュニティセンター		○	地域				7.5
	吉田山公園			緊急		☆☆☆		33.9
	天神集会所			地域				7.0
財部区	湯川小学校	○	○	拠点	☆☆☆	☆☆☆	○	6.1
	湯川中学校	○	○	拠点	☆☆☆	☆☆☆	○	6.8
	湯川コミュニティセンター		○	地域	☆☆☆	☆☆☆	○	6.0
	紀央館高等学校		○	拠点	☆☆☆	☆☆☆	○	6.1

*言葉の意味

指定避難所		災害の危険性があり避難した方を災害の危険性がなくなるまでに必要な時間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった方を一時的に滞在させる施設
指定緊急避難場所		災害の発生、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための施設、又は場所。洪水・津波・地震ごとにそれぞれ分かれている。
分類	拠点	一定期間の避難生活をするための設備を有する大規模な施設で、小中学校など
	地域	一時的に避難者を収容する施設で、一定期間後は拠点避難所に統合
	緊急	指定緊急避難場所としてのみの利用が可能な場所又は施設で、指定避難所には含まれない
風水害	☆☆☆	土砂災害や浸水が発生した場合でも十分に安全であるなど、災害に耐えることができる施設
	☆☆	土砂災害や浸水が発生した場合でも一定の安全を保つことが可能である施設
津波	☆☆☆	南海トラフ巨大地震並びに3連動地震想定において浸水が予想されない避難先
	☆☆	南海トラフ巨大地震においては浸水すると予想される区域内であるが、3連動地震においては浸水が予想されない避難先
地震	○	耐震性のある施設で、津波を伴わない地震の発生時に避難が可能な施設

津波避難地図

天神区の住民が主体となり、話し合いや街歩きにおいて緊急避難場所や避難経路、避難方法等を話し合い、津波からの避難方法を考えました。このようにして作成した「津波避難地図」を活用し、住民一人ひとりの避難を実現します。

巻末の地図上にあなたの避難経路を記入し活用してください。

巻末 津波避難地図

要配慮者の避難に必要な車両等について天神区では以下のように取り決めました。

【天神区で避難時に使用する車両の台数】

要支援者の避難に使用する車両として	その他の車両
原則として 車両は使用しない。	避難行動要支援者対策として リアカー2台

第2章 訓練

①防災意識の向上

自治会が主となって勉強会を開くとともに、市や県の主催する講演会等に参加し、地域の防災力を向上します。また、地域全体で住宅の耐震化や家具の固定、ブロック塀の改善などに取り組み、地震・津波から自らの命を守ります。

②津波避難訓練

自治会が主となって、津波避難訓練を年1回以上行うこととし、可能な限り「津波防災の日（11月5日）」を中心とした地震・津波避難訓練の集中実施期間に津波避難訓練を実施します。

訓練では、非常持ち出し袋を持参するとともに、自宅から浸水区域外または緊急避難場所までどのくらいで避難できるかを計測します。

③自分たちに合った訓練・研修等の実施

自治会が主となって、自分たちの地区にこういった課題があるかを認識し、その課題に合った訓練を実施します。

【天神区で提案された訓練】

訓練名称
各家庭で地区に申請した避難場所への避難訓練
避難行動要支援者と運搬者での避難訓練
非常持出袋の作成
災害伝言ダイヤルの使用方法の点検
防災アプリやメール配信サービスへの登録
地震・津波・風水害・火災対策の自主勉強会

第3章 課題と対策

天神区の代表者が話し合った内容をまとめました。地震災害時の被害を軽減するために、以下のことを参考にして各家庭でも防災対策を取り組んでください。

【天神区の課題と対策①】

災害は、いつ起こるかわかりません。季節や時間帯によって課題や対策が異なります。地区ごとで、それぞれの課題や対策をまとめました。

	課題	対策
共通	①避難行動要支援者が多い ②飲料水の確保 ③トイレが使用できない ④停電が発生する。 ⑤区民の安否確認 ⑥避難生活の共助の円滑化 ⑦避難中の医療	①リアカーを2台購入・保管する。 ①支援協力者を事前に依頼しておく。 ②飲料用井戸を有している家庭に依頼し、発電機を準備する。 ②非常持出袋に1ℓの飲料水を確保する。 ③携帯簡易トイレを非常持出袋にいれる。 ③水圧のある時に風呂の水を貯めておく。 ④非常用発電機を準備する。 ⑤⑥非常用連絡網を整備し、災害時の連絡方法を決めておく。 ⑤⑥可能な限り区民は1カ所に集合し協力し合う。 ⑦避難所・集会所に外傷用救急箱を準備する。
	課題	対策
真夏 (平日昼間)	○暑さ対策(熱中症) ○暑さからくる感染症・食中毒 ○害虫対策	○避難所・集会所・家庭で飲料水の準備 ○非常食で余ったものは廃棄 ○非常食は無駄に開封しない ○集会所に殺虫剤の準備
真冬 (休日夜間)	○寒さ対策 ○火災の危険が増す ○暗さ対策	○非常持出袋に新聞紙・ラップを入れる ○防寒着を用意する ○懐中電灯を避難袋に入れておく

災害発生における被害の軽減化対応の迅速化を図るため、自主防災会を設立して、役割分担を決め円滑な活動ができる様に検討する。

【天神区の課題と対策②】

災害発生後、素早く避難所まで避難するため個人の課題と対策をまとめました。

課題	対策
自宅から素早く避難するために	事前準備に関すること ①家庭で家具等の転倒を防止する為、転倒防止策を事前設置する。 ②事前に各家庭で家族の避難場所を確認しておく。 ③各家庭で各人の非常持出袋を準備しておく。 ④用意した非常持出袋は持ち出しやすい場所に保管する。 ⑤懐中電灯や避難用長くつも用意する。
	避難直前に関すること ①元電源、ガス元栓を確認する。
円滑に緊急避難場所まで避難するために	①予定の避難ルートを思い浮かべながら避難し、通行不能な箇所がある場合の迂回ルートも常に予想しながら避難する。 ②近隣の人に声をかけながら避難する。 ③避難時の服装は、可能であれば長袖を着用する。 ④災害情報を確認し、状況により避難所を変更する。
避難後も安心して過ごせるように	①災害伝言ダイヤルに家族の近況を入れておく。 ②寝具(毛布等)や食料を確保する。 ③貴重品や身分証明書を確認する。 ④衛生用品や医療用品、常備薬を確認する。 ⑤着替え(下着等)を確認する。 ⑥地区のメンバーとコンタクトをとり、行政機関との連絡方法を確保する。

資料編

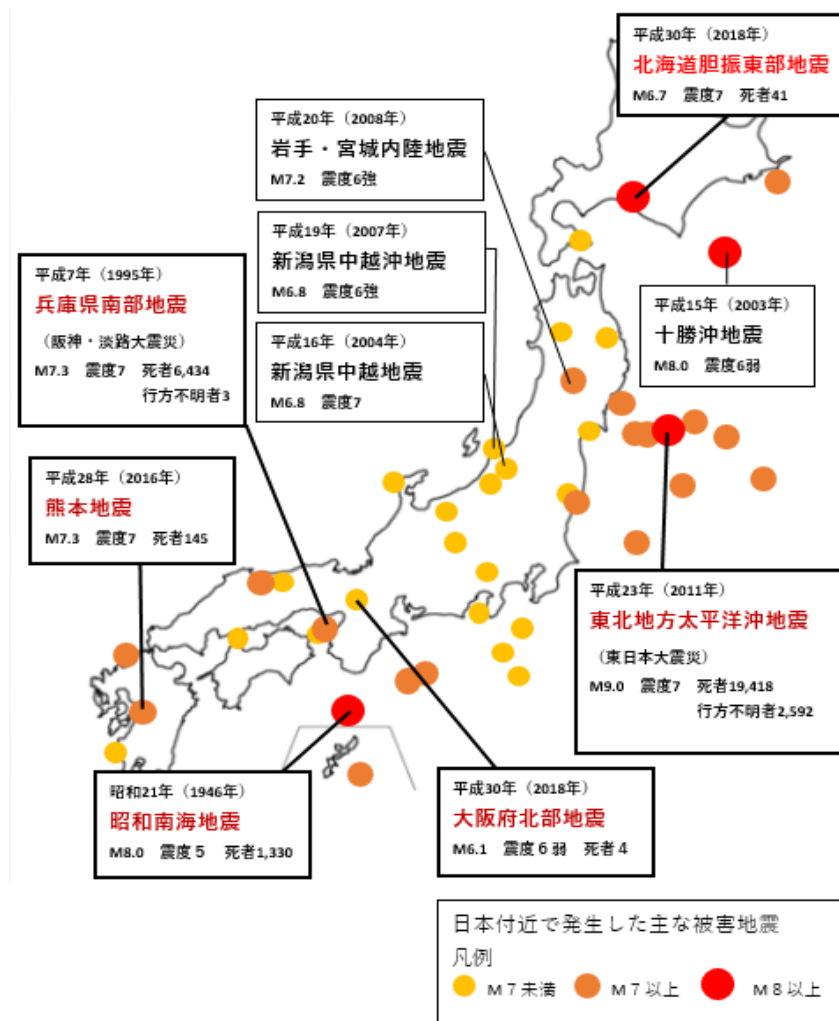
第4章 地震・津波についての知識

日本各地で頻繁におこる地震

近年、日本各地で被害をもたらす地震が頻繁に発生しています。

2011年の東日本大震災の死者・行方不明者の数は2万人を超え、津波の恐ろしさをみせつけられました。

南海トラフ巨大地震の発生確率は30年以内に70～80%といわれており、発生自体は避けがたいものです。しかし事前に備えておくことで被害をできるだけ少なくすることは可能です。



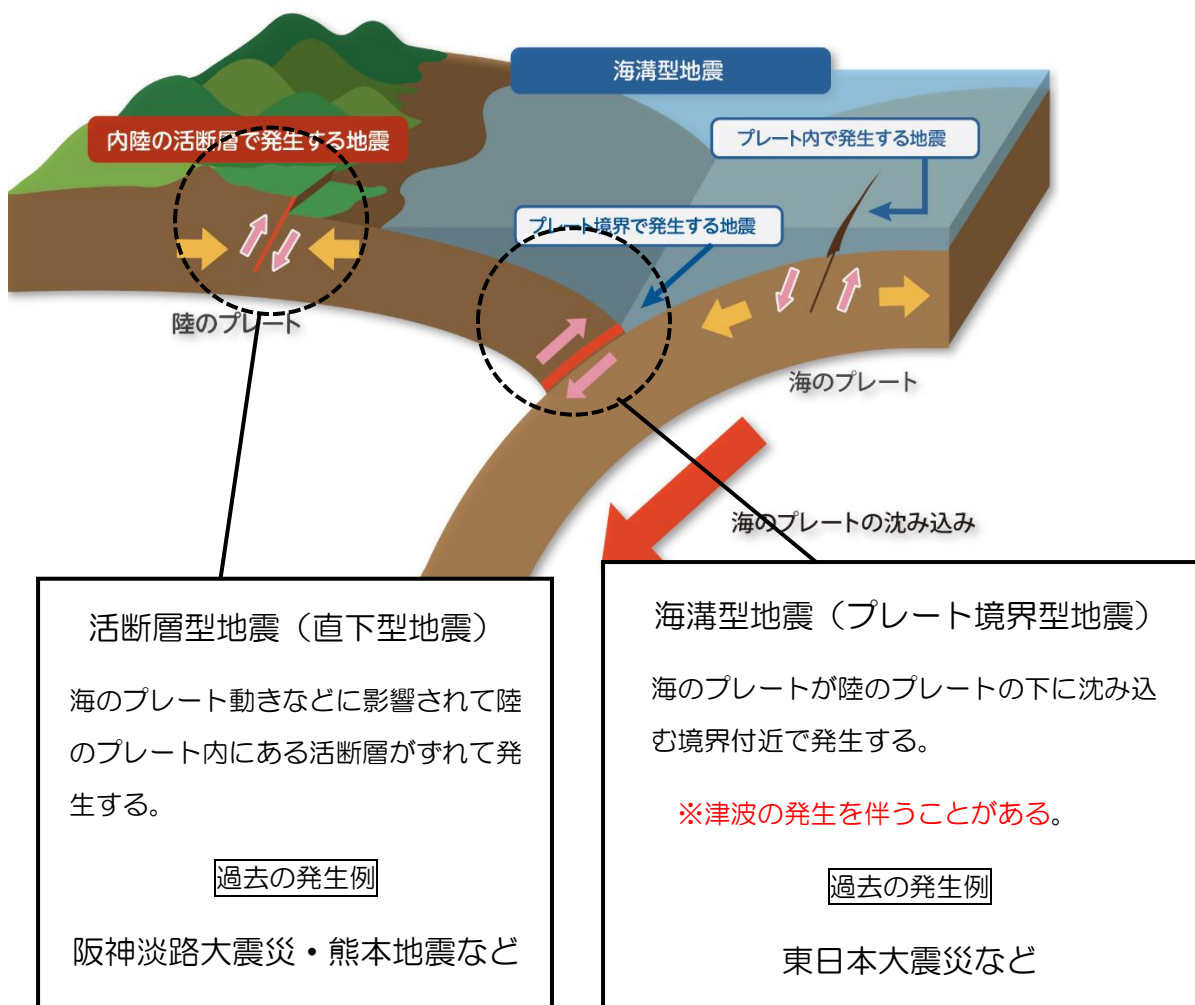
○和歌山県の地理

和歌山県は昔から約 90 年から 150 年周期で繰り返し発生している南海トラフの地震により、過去にも大きな被害を受けてきました。また紀ノ川沿いには中央構造線という断層帯が存在しており、想定される大きな地震は南海トラフの地震と中央構造線による地震があります。

○地震の種類

地球の表面を覆っている十数枚の「プレート」は陸地や海水をのせて年間数センチの速度で動いています。このようなプレート活動が地震を起こす原動力になっています。

【日本周辺で発生する地震のタイプ】



○震度とマグニチュード

震度は、ある地点における「地震の揺れの強さを示します。そのため、同じ地震でも震源からの距離などによって震度が変わります。

マグニチュードは「地震のエネルギーの規模」を示します。マグニチュードが1 増えると地震の規模は約 32 倍に増大します。

【震度による揺れと被害】

震度
1



屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。

震度
2



屋内にいる人の多くが、揺れを感じ、眠っている人の一部が、目を覚ます。

震度
3



屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じ、恐怖感を覚える人もいます。

震度
4



かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。

震度
5弱



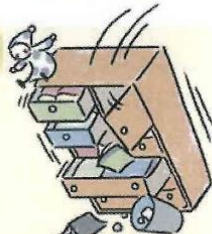
多くの人が、身の安全を図ろうとするが、一部の人は、行動に支障を感じる。窓ガラスが割れて落ちたり、ブロック塀の崩壊、自動販売機が倒れたりすることもある。

震度
5強



非常な恐怖を感じ、多くの人が行動に支障を感じる。多くの墓石が倒れ、自動車の運転が困難、重い家具が倒れることもあり、変形によりドアが開かなくなる。

震度
6弱



立っていることが困難になる。家具の多くが転倒し、開かなくなるドアが多い。かなりの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下し、耐震性の低い住宅では倒壊するものがある。

震度
6強



立っていることができず、はわかないと動くことができない。多くの建物で壁やタイルや窓ガラスが破損、落下し、戸が外れて飛ぶこともある。耐震性の低い住宅ではほとんど倒壊する。

震度
7



揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。ほとんどの家具が大きく転倒し、飛ぶものもある。耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。

○津波の特徴

① 自動車並みの速さ

津波は海が深いほど速く伝わる性質があります。沖合ではジェット機並みの速さで伝わります。水深が浅い所に行くにつれて、遅くなるとはいっても、人が走って逃げきれものではありません。地震の揺れを感じたら、または津波警報が発表されたら、津波が見えていなくても速やかに高台に避難しましょう。

② 繰り返して襲来する

津波は何度も繰り返して襲来するうえ、第1波が最大であるとは限りません。最初の波が小さいからと言って安心して自宅などに戻るのは極めて危険です。

③ 地形によって高さが変化する。

津波の高さは海岸などの地形によって変化します。岬の先端やV字型の湾の奥など特殊な地形では波が集中して高くなります。

④ 川を遡上する

津波は川をさかのぼります。東日本大震災では北上川や阿武隈川などをさかのぼり、堤防を乗り越え、河川沿いの地域でも大きな被害をもたらしました。



第5章 災害想定

○地震・津波想定

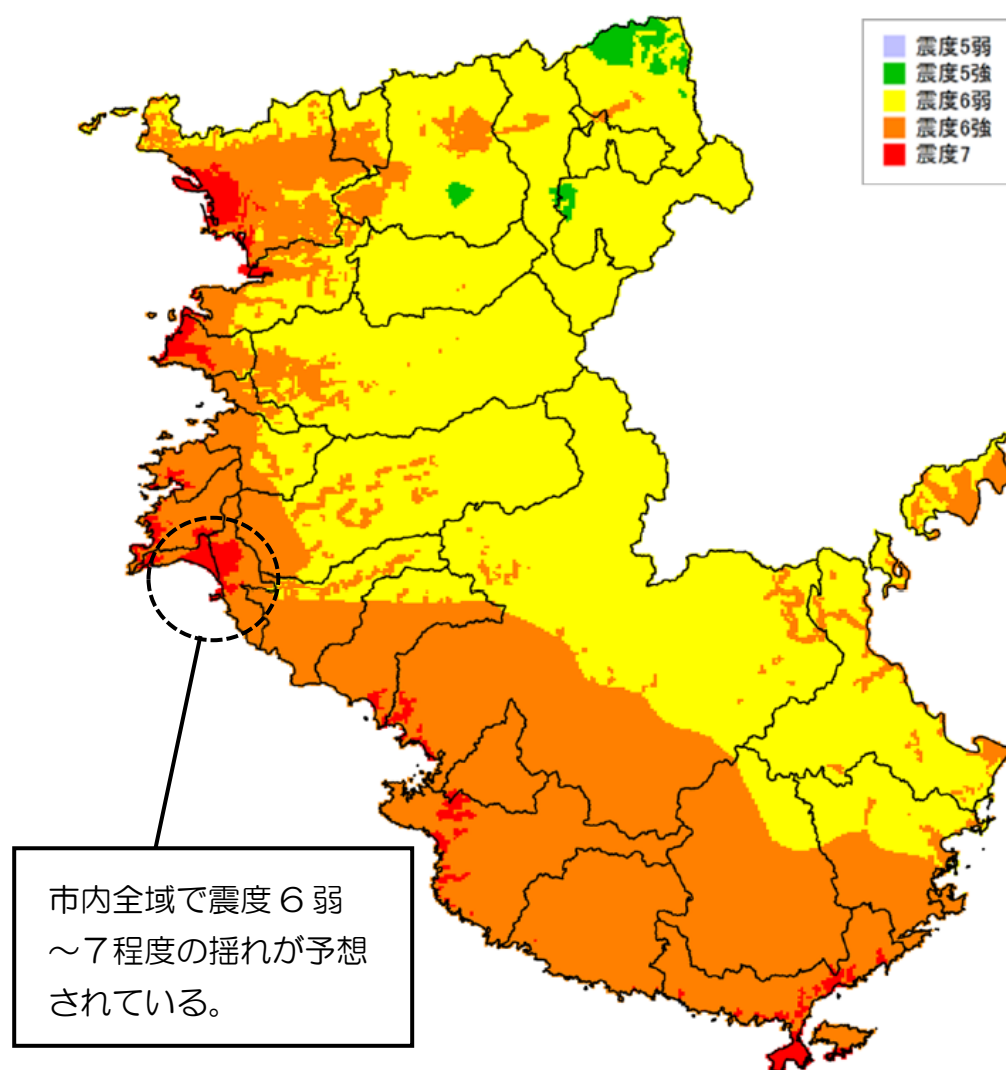
南海トラフ巨大地震は、東日本大震災の教訓から、科学的に想定し得る最大規模の地震・津波を想定しており、発生頻度は極めて低いですが、従来からの3連動地震の想定よりも地震による揺れの範囲や震度、津波浸水範囲が非常に大きいものとなっています。

想定地震モデル	東海・東南海・南海 3連動地震				南海トラフ巨大地震 (和歌山県平成25年)			
地震の規模（モーメントマグニチュード）	Mw8.7				Mw9.1			
震源断層の位置	南海トラフ (静岡県～高知県)				南海トラフ (静岡県～宮崎県)			
発生頻度	約100年周期				千年～万年に1回程度 発生するかどうか			
最大津波高	8m				16m			
浸水面積	270ha				970ha			
津波到達時間	津波高 1m	津波高 3m	津波高 5m	津波高 10m	津波高 1m	津波高 3m	津波高 5m	津波高 10m
	15分	17分	18分	26分	13分	17分	17分	25分

○震度想定

和歌山県における震度想定は以下のように想定されており、本市では震度6弱～7となることが想定されています。また、揺れの時間は長い場合3分程度続く恐れもあります。

【南海トラフ巨大地震】

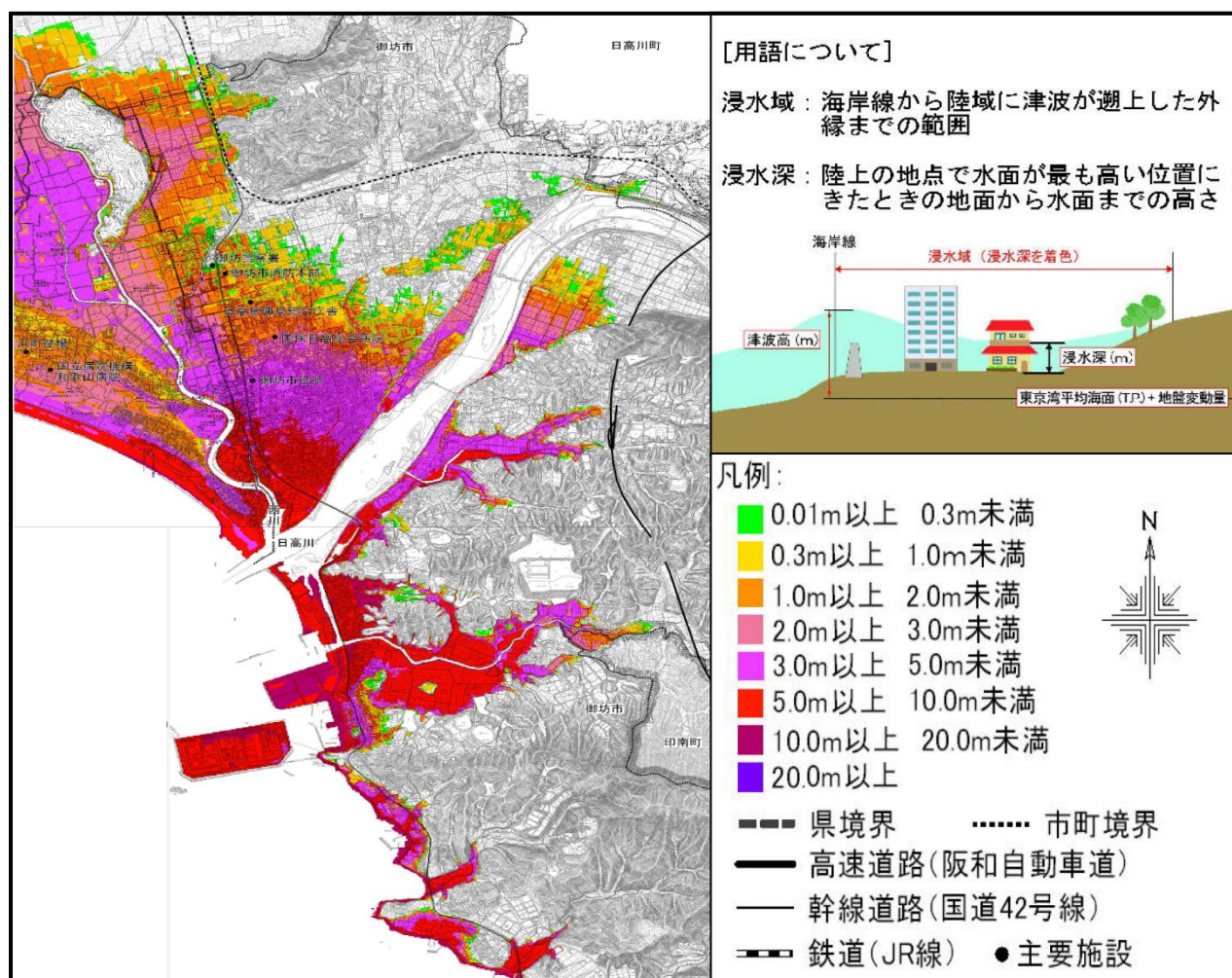


出典：和歌山県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）

○津波浸水想定

本市における津波浸水想定は以下のように想定されており、市内の平均浸水深は3.7m、名屋・新町地区を中心に35.5haが津波避難困難地域と想定されています。

① 本市の想定津波浸水域及び浸水深は以下のとおりです。



出典：和歌山県津波浸水想定図（平成 25 年 3 月）

② 各地点での想定津波到達時間（３０ｃｍの津波）及び浸水深は以下のとおりです。

地 域	地 点	到達時間	浸水深
名屋	名屋集会場	２５分	６．９ｍ
新町	小竹八幡神社	２７分	５．２ｍ
藺	藺津波避難タワー	２８分	２．８ｍ
椿	御坊市役所	３２分	３．２ｍ
御坊	御坊幼稚園	３０分	５．５ｍ
紀小竹	御坊小学校	３２分	４．０ｍ
島	島会館	３２分	３．０ｍ
春日	日高高等学校	３７分	１．１ｍ
財部	オークワロマンシティ	３５分	１．２ｍ
富安	しらゆり保育園	１２２分	０．６ｍ
小松原	小松原西会館	４４分	０．４ｍ
藤井	藤田小学校（運動場）	４５分	０．１ｍ
吉田	スーパードラッグキリン御坊店	５９分	０．３ｍ
野口	ケーズデンキ御坊店	３８分	０．６ｍ
岩内	フォレストイン御坊（南側手前）	３３分	２．１ｍ
熊野	熊野会館（駐車場）	３９分	０．３ｍ
北塩屋	日高川味処	２５分	６．４ｍ
南塩屋	塩屋小学校	２４分	７．５ｍ
野島	はし長水産直売所	２８分	１．１ｍ
上野	和歌山高専（運動場）	２７分	１．３ｍ
楠井	ＪＡ 紀州下楠井集出荷場	１８分	９．１ｍ

第6章 地震への心得と備え

災害からあなたやあなたの家族の命を守るには、日頃からの備えが最も重要です。一人で考えず、家族みんなで話し合っておくことが、いざというときに役立ちます。災害時の状況を具体的に想像し、事前に行っておけることを実施していきましょう。

家族で話し合っておきたいこと

○安全への備え

- ① ハザードマップで浸水区域・避難場所の確認
- ② 災害時の連絡方法

○住まいの備え

- ① 自宅の耐震化
- ② 家具の固定とレイアウトの工夫

○非常持出品

○地域の避難訓練への参加



○安全への備え

①ハザードマップで浸水区域・避難場所の確認

御坊市では津波ハザードマップを公開しています。ハザードマップを確認し、浸水区域や避難場所を調べ、自宅のある場所の危険度を把握しておきましょう。

また、避難場所でも、集合場所は「〇〇学校の〇〇の近く」など細かく決めておきましょう。

ハザードマップで確認するポイント

- ・自宅のある場所で想定される被害程度
- ・避難場所の位置、そこに至る経路
- ・災害時に危険と思われる場所（ブロック塀、狭い路地など）
- ・防災施設（消火設備、防災倉庫など）の位置

※自宅にハザードマップがない場合

【御坊市津波ハザードマップQRコード】

市役所窓口にて配布しています。

お問い合わせ先：市役所防災対策課

TEL：0738-23-5528

FAX：0738-52-7036

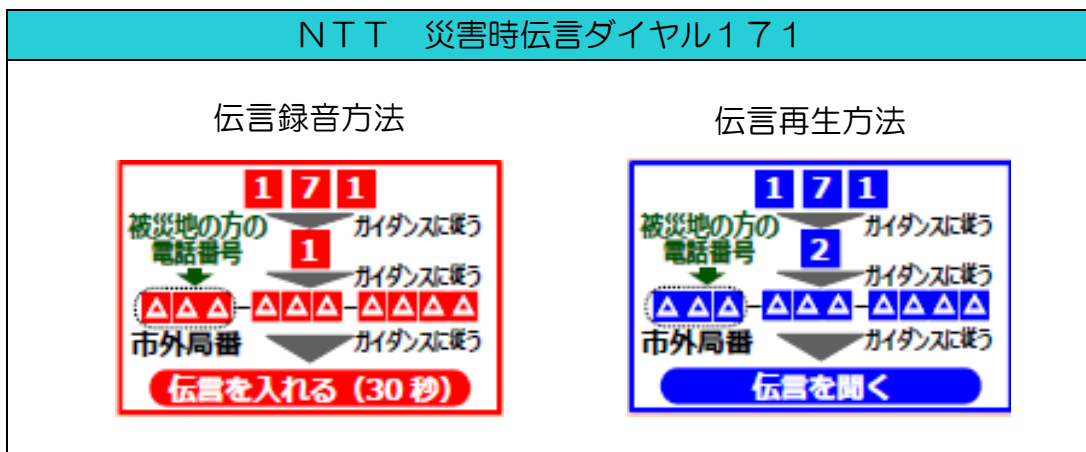
HPページでも公開しています。



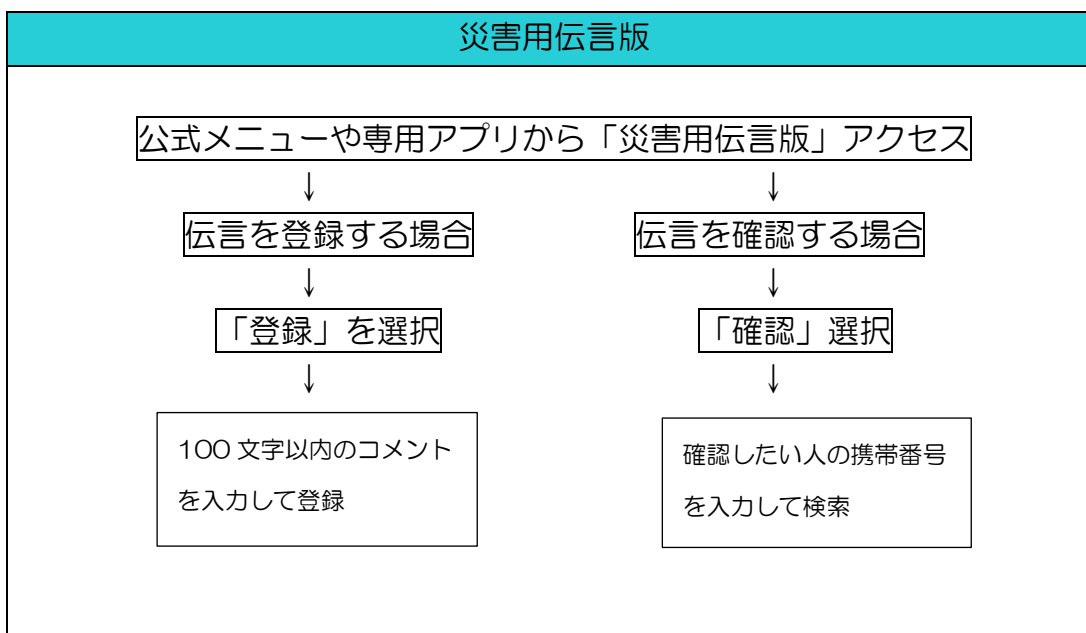
<http://www.city.gobo.wakayama.jp/kurasi/bosai/hazardmap/1411108838375.html>

② 災害時の連絡方法

災害発生直後は電話がつながりにくくなります。家族、知人の安否確認には電話会社が提供する伝言ダイヤル等を使いましょう。



その他、各電話会社の「災害用伝言版」を使うのも有効です。



●情報収集手段

・和歌山県防災ナビ



災害発生時に的確な避難を行っていただくためのサポートアプリです。避難先検索やルートナビ、防災情報通知、家族の居場所確認、避難トレーニングといった様々な機能が利用できます。ただし、事前に右のQRコードからアプリをダウンロードする必要があります。

【QRコード】



・防災わかやまメール配信サービス



県内の気象情報や地震、津波の警報、注意報、避難勧告、台風、雨量、ダム放流など、様々な情報を電子メールで配信します。ただし、事前に右のQRコードからの登録が必要です。

【QRコード】



・エリアメール

県内に発表される津波、河川の洪水、土砂災害警戒情報、国民保護にかかわる警報など避難が必要となる緊急情報を一斉に携帯電話に配信するサービスです。（事前登録は不要）

・みたちょ



GPSを利用した避難誘導システムの防災アプリで、災害時に最寄りの避難場所まで誘導をしてくれます。下記アドレスにてアプリの内容を紹介しています。

<http://www.city.gobo.wakayama.jp/kurasi/bosai/taisaku/1447397313304.html>

○住まいの備え

① 自宅の耐震化

地震から家族を守るため、家の耐震性を高めましょう。平成12年5月以前に建てられた木造住宅や過去に災害にあったことがある場合はまずは耐震診断を受けましょう。

② 家具の固定とレイアウトの工夫

タンスや食器棚などの家具は、地震時に倒れやすくなっています。L字型金具などでの固定が必要です。

御坊市では家具転倒防止金具の取付費用の補助事業を行っています。

お問い合わせ先：市役所防災対策課

TEL：0738-23-5528

FAX：0738-52-7036



※補助金の対象者

- 1 満65歳以上の者のみで構成する世帯
- 2 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳又は和歌山県療育手帳制度要綱（昭和51年1月20日施行）の交付を受けている者のみで構成する世帯
- 3 その他市長が特に必要と認める世帯
（例 1及び2に該当する者のみで構成する世帯）

また、寝室や出入り口付近で家具の固定がどうしてもできない場合には、レイアウトを変更して、就寝位置に倒れてこないようにしておきましょう。

○非常持出品

地震発生時にはライフラインが止まり、救援が遅れる場合もあります。避難する時に備えて非常持出品を用意しておきましょう。

非常持出品チェックリスト

貴重品

- 現金（公衆電話用に10円硬貨も）
- カード類
- 印鑑
- 免許証
- 権利証書
- 健康保険証
- 貴金属類
- 鍵（自宅・車など）
- 住所録のコピー

飲料水・非常食

調理せずにそのまま食べられるもの

- ミネラルウォーター（缶入り、ペットボトル）
- 缶詰・乾パン・クラッカー
- スプーン・フォーク
- 皿・コップ（紙、プラスチック製）
【幼児用に】
- 離乳食・粉ミルク（哺乳ビンも）
【ペットがいる場合】
- ペットフード（缶詰など）

応急医薬品

薬品は温度や湿度が高いところでは変質する場合もあるので、保管に注意しましょう

- 絆創膏
- ガーゼ・包帯・三角巾
- はさみ・ピンセット・刺抜き
- 消毒薬・脱脂綿
- 傷薬
- 風邪薬・胃腸薬
- 鎮痛剤・解熱剤
- 目薬

【持病のある方は】

- 常備薬（ ）

情報・照明

- 携帯ラジオ
- 懐中電灯（できれば1人に1つ）
- 予備の乾電池（多めに）
- 携帯電話（充電器も）

生活用品

- ヘルメット・防災ずきん
- マスク・ゴーグル
- 軍手・ゴム手袋（厚手のもの）
- 雨具（かさ・レインコート）
- ホイッスル
（居場所や危険を知らせるため）
- 上着類（防寒用）
- 下着類（着替え用）
- タオル・ハンカチ
- ティッシュペーパー・ウェットティッシュ
- ライター・マッチ
- ナイフ（万能ナイフ）
- ビニール袋
【女性・幼児・お年寄り用に】
- 生理用品
- 紙おむつ
【目・耳の不自由な方は】
- 眼鏡・コンタクトレンズ
（洗浄・保存液も）
- 補聴器



○家庭でできる訓練(シェイクアウト訓練)



DROP!



COVER!



HOLD ON!

画像提供：防災啓発提唱会議

1. まずひくく(DROP!)

しゃがんで姿勢を低くする

(屋外の場合は、落下物の危険のすくない場所でうずくまる)

2. あたまをまもり(COVER!)

机やテーブルの下に潜り込んで頭を守る

(屋外の場合は、カバンなどで頭を守る)

3. うごかない(HOLD ON!)

じっと動かず揺れが収まるのを待つ

(机やテーブルなどの足を持つ)

○地域の避難訓練への参加

大規模災害が発生した時には、公的機関の救助は遅れます。地域住民の助け合いで命が助かったという事例が、東日本大震災などでもあります。

皆さんがお住いの地域では、毎年、大規模災害が起こった場合を想定して避難訓練を実施しています。まずは、地域の避難訓練に参加して近隣の人とのコミュニケーションをとり、いざというときの連携力を高めましょう。

御坊市では毎年 11 月に市内一斉の避難訓練を実施しています。それに合わせて各地の町内会や自主防災組織が避難訓練を行っています。その他地域によっては他の月に訓練等を実施している場合もあります。

※避難訓練や自主防災組織についてのお問い合わせは市役所防災対策課へ

お問い合わせ先：市役所防災対策課

TEL：0738-23-5528

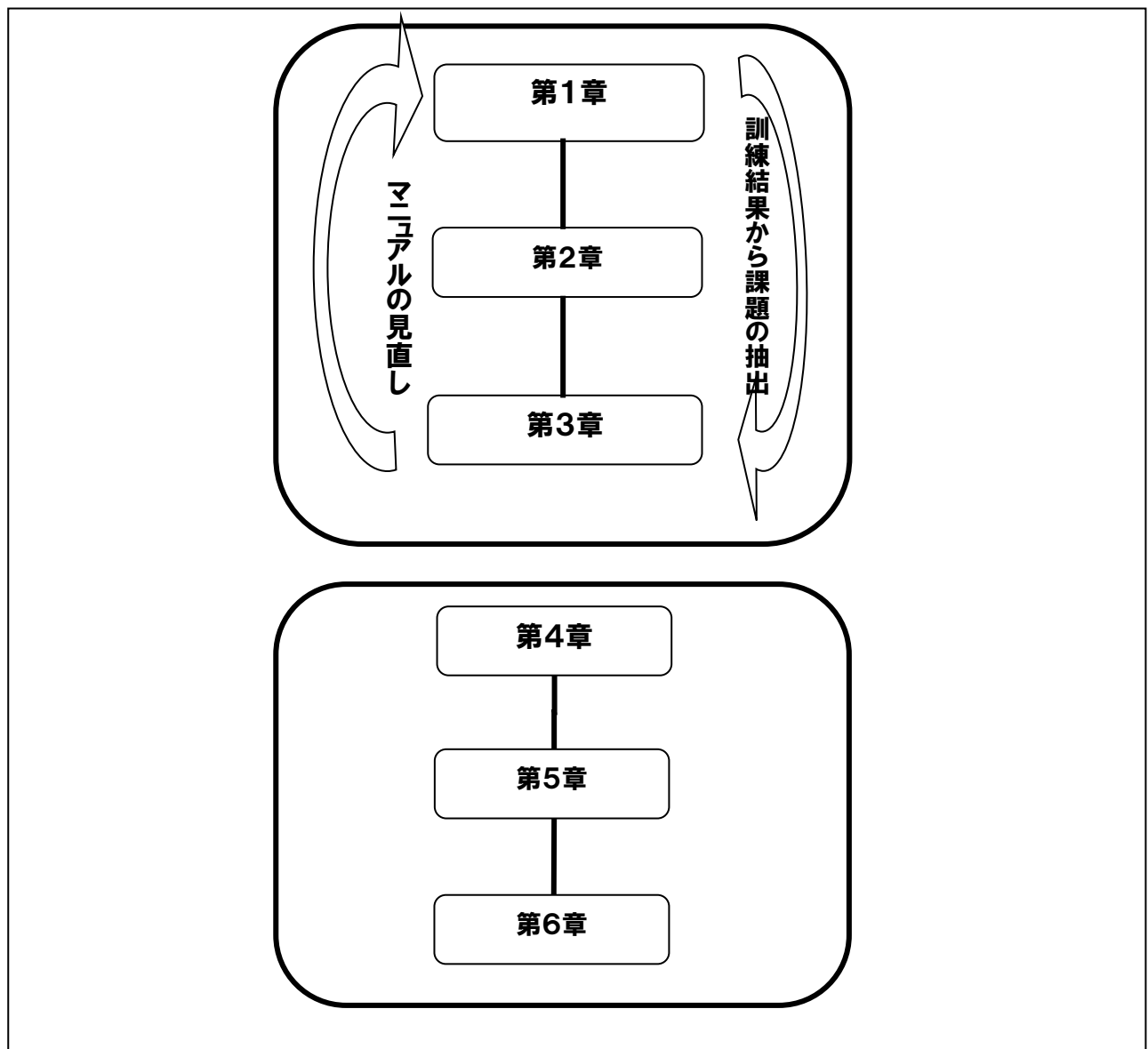
FAX：0738-52-7036



マニュアルの構成と使い方

第1章から第3章までは、それぞれの地域の方が自ら考え策定した避難の方法や今後の課題などを掲載しています。なお第1章から第3章については、マニュアルに沿った訓練の実施、課題の抽出、課題解消の検討、マニュアルの改善という流れで、年1回程度見直しを行ってください。

第4章から第6章までは、全地域同様の内容で市が作成しており、県の公表した災害想定や地震への心得や備え、災害伝言ダイヤルの利用方法などを掲載しています。



用語の意味

本マニュアルで用いる用語の意味は次のとおりとします。

用 語		用語の意味
津波浸水想定		内閣府が平成24年8月に公表した浸水想定を基に、和歌山県がより詳細な地形データ等を用いて想定したもの。
津波避難対象地域		津波が発生した場合に避難が必要な地域で、本市のハザードマップに定める浸水区域をいう。
津波避難困難地域		ある条件の下で津波の到達時間までに、浸水域外や浸水域内の津波避難ビル等に避難することが困難な地域をいう。
避難経路		避難目標地点まで到達できる経路のことをいう。
特定避難路		安全かつ確実に津波からの避難が可能になるよう、「津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等に関する条例」に基づき、市長の提案により、本市地域防災計画に避難路として定められた道のうち、津波からの円滑な避難のため特に重要と認めて和歌山県知事が指定した避難路をいう。 （なお特定避難路沿いの建築物には一定の耐震性が求められ、避難に著しく支障を生ずるおそれがある建築物は、耐震化などの措置をとるよう勧告や命令を受けることがあります。）
緊急 避難 場所	指定緊急 避難場所	市が定める、津波の危険から避難するための津波避難施設や高台等のこと。
	地域避難場所	自主防災組織・住民等が定める、津波の危険から避難するための地域の高台等。
指定避難所		市が定める、災害により家に戻れなくなった方等を一時的に滞在させるための施設。
要配慮者		高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人、その他特に配慮を要する者。
避難行動要支援者		要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。 災害が発生した際に、正しい情報を入手、認識できず、避難行動を行えない者。

○防災チェックシート

	チェック項目
	自宅が浸水想定区域内にあるかを知っている。
	家族内で、避難所・避難経路・合流場所・連絡方法を決めている。
	自宅を耐震化している。
	自宅の家具は固定している。
	自宅で玄関までの避難経路を確保している。
	非常持出品を準備している。
	非常持出品を持ち出しやすい場所に置いている。
	近所の人とコミュニケーションをとっている。
	災害伝言ダイヤル「171」の使用方法を覚えている。
	携帯電話で防災アプリやメール配信サービスに登録している。
	地域が行う避難訓練や出前講座に参加したことがある。

○気づきメモ

[illegible]

津波避難 3 原則

- ① 想定を信じるな
- ② ベストを尽くせ
- ③ 率先避難者たれ

